

令和4年12月12日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

県土整備局

I	建設業許可・経営事項審査における電子申請の受付開始について……………	1
II	第8回線引き見直しの基本的基準の策定について……………	3
III	神奈川県自転車活用推進計画の改定素案について……………	6
IV	二級河川境川水系舞岡川及び名瀬川の横浜市への権限移譲について……………	14
V	大磯港の指定管理者候補の選定について……………	16
VI	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部改正について……………	21
VII	神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画の策定素案について……………	23
VIII	神奈川県県営住宅条例の一部改正について……………	25
IX	神奈川県建築基準条例等の一部改正について……………	26

I 建設業許可・経営事項審査における電子申請の受付開始について

1 経緯

建設業許可・経営事項審査の申請等については、デジタル手続法（令和元年5月31日公布）の制定、建設業の働き方改革推進及び新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえ、国は、非対面で行うことができる環境を整備し、申請者・許可行政庁の事務負担の軽減を図ることを目的として、電子申請システムの開発を進め、各都道府県に対し、電子申請システムへの参加を呼びかけた。

本県としても、「かながわICT・データ利活用推進計画」に「県民サービスの更なる電子化の推進」を位置付け、利便性向上を目指していることから、電子申請による受付を開始する。

2 建設業許可・経営事項審査電子申請システムの概要

(1) 開始時期

令和5年1月から国及び本県を含む42道県で開始予定
(東京都外4府県は令和5年度以降の予定)

(2) 対象手続

ア 建設業許可関係 許可申請、変更・廃業等の届出、決算報告
イ 経営事項審査関係 経営規模等評価・総合評定値の審査(再審査)申請

(3) 申請者の主なメリット

- ・行政庁への来所や郵送での提出が不要になる
- ・エラーチェックや自動計算により、作成誤りが減少する
- ・将来的に、添付する登記簿謄本や納税等の証明書について、関係省庁とのデータ連携により、取得が不要になる

(4) 電子申請する方への支援

- ・国によるヘルプデスクの設置
- ・国が作成する申請者用説明動画について、県ホームページからもアクセスを可能とし、周知を図る
- ・建設業許可申請等は代理人による申請等が多いことから、県行政書士会と電子申請に関する情報共有・意見交換会を実施

(5) 運営体制

国及び都道府県を構成員とする、「建設業許可・経営事項審査電子申請システム運営協議会」を立ち上げ、システムの運営に係る基本的な方針に関する調整及び関係者間の合意形成等を図る

(6) 費用分担

開発費については国が負担し、運営管理費については各許可行政庁の建設業許可業者数等に応じて負担（本県負担は年間約900万円）

3 書面による建設業許可申請書等の取扱い

電子申請受付開始後も、書面による申請を希望される方については、これまでどおり対面及び郵送による受付を継続

4 これまでの経過

令和2年12月	国土交通省から電子申請システム構想案の公表
令和3年3月～	国及び都道府県等によるシステム構築に向けた検討
令和4年2月	国及び全都道府県参加による運営協議会の立ち上げ
令和4年9月～	行政庁側のシステム操作のテスト開始
令和4年11月	申請者側の説明動画配信開始

5 今後の予定

令和5年1月	受付開始
--------	------

II 第8回線引き見直しの基本的基準の策定について

1 基本的基準の策定の趣旨

線引き制度は、概ね10年後の将来人口予測のもと、都市計画区域について、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などを定めるとともに、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域に区分する（以下「区域区分」という。）もので、都市計画の根幹をなすものであり、本県では、昭和45年の当初線引き以降、平成28年までに7回の線引き見直しを行っている。

基本的基準は、線引き見直しにあたり、県の基本的な考え方や見直しの基準を示すものであり、現在、第8回線引き見直しに向けて、学識経験者や市町等の意見も聞きながら策定作業を進めている。

2 策定に向けたこれまでの取組

令和3年6月～令和4年3月	学識経験者による検討会
令和4年3月	検討会からの提言
令和4年4月～9月	市町や庁内関係部局との調整
令和4年9月	第3回県議会定例会に基本的基準（素案）を報告
令和4年10月～11月	基本的基準（素案）に係る県民意見募集

3 県民意見募集

(1) 募集状況

基本的基準（素案）を県民等に公表し、「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づき意見を募集した。

時期	実施方法
令和4年10月14日 ～ 令和4年11月15日	ア 県政情報センターなどで冊子を配架 イ 県のホームページへの掲載 ウ 県のたより11月号への掲載 エ 報道機関への情報提供 オ 関連団体への情報提供

(2) 反映状況（意見総数 36 件）

- A 基準に反映した（している）意見 12 件
- B 今後の線引き見直しの中で参考にする意見 19 件
- C 基準に反映できない意見 0 件
- D その他（質問、感想など） 5 件

(3) 県民意見の例（概要）

A 基準に反映した（している）意見

- ・自然災害が多発する現状において、様々な災害リスクを的確に想定し、ハード・ソフトの対策を組み合わせながら都市づくりを推進すべきである。
- ・ウィズコロナ時代における県民生活の変化や行動変容に対応したまちづくりが大切である。

B 今後の線引き見直しの中で参考にする意見

- ・基本的基準の内容については概ね賛成。100 年後、全ての県民が笑顔で暮らせる都市計画として欲しい。
- ・災害レッドゾーンの市街化調整区域への編入については、区域内居住者への丁寧な説明が求められる。

D その他（質問、感想など）

- ・昨今、台風等が大規模化し神奈川県にも大きな被害をもたらしている中、線引き見直しの方針に自然災害への対応を盛り込むのは適切である。

4 基本的基準（案）

(1) 目標年次

第 8 回線引き見直しにおける目標年次は、令和 17 (2035) 年とする。

(2) 都市計画の目標

ア 集約型都市構造の実現に向けた都市づくり

本格化する少子高齢化・人口減少社会に備え、引き続き、地域の実情に応じた集約型都市構造化に向けて取組を進める。

イ 災害からいのちと暮らしを守る都市づくり

災害リスクの評価・分析のもと、災害リスクを踏まえた都市づくりを目指すとともに、土地利用の面からも防災・減災に取り組む。

ウ 地域の個性や魅力を生かした活力ある都市づくり

コロナを契機としたライフスタイルの多様化など、社会情勢の変化に対応し、地域の個性・魅力を生かした活力ある都市づくりを目指す。

エ 循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくり

自然的環境を適切に整備・保全し、環境負荷の少ない、自然と共生した持続可能で魅力ある都市づくりを目指す。

オ 広域的な視点を踏まえた都市づくり

都市計画区域を超える広域的な課題等については、県と市町が連携して、将来の都市像を共有しながら対応する。

5 今後の取組

本年中に基本的基準を策定する。

その後、策定した基準を市町に通知し、市町のまちづくりの意向などを伺いながら、都市計画の案を作成していく。

なお、目標年次の推計人口は令和5年度に市町に通知する。

令和4年12月 基本的基準の策定、市町へ通知

令和5年1月 都市計画の案の作成に着手

令和7年 線引き見直しの都市計画変更告示（予定）

Ⅲ 神奈川県自転車活用推進計画の改定素案について

1 計画の概要

自転車は、日常の足として広く利用され、近年は、環境にやさしく、健康増進に寄与する乗り物として注目されており、観光振興などへの活用にも期待が寄せられている。

こうした中、「神奈川県自転車活用推進計画」は、自転車活用推進法第10条に基づき、国が策定した「自転車活用推進計画」を勘案し、令和2年に本県の実情に応じた自転車の活用に関する施策を総合的に進める指針として定めている。

2 計画の改定

国が令和3年に「自転車活用推進計画」を改定したことや、新型コロナウイルス感染症の流行により自転車利用のニーズが高まっていること、太平洋岸自転車道がナショナルサイクルルートに指定されたことなどの状況変化に的確に対応するため、本計画を改定する。

3 改定に向けたこれまでの取組

令和4年9月 市町村連絡調整会議
令和4年10月 庁内連絡調整会議
令和4年11月 有識者への意見聴取（3回）
庁内及び市町村への意見照会
改定素案取りまとめ

4 改定素案の概要

(1) 計画期間

国が改定した自転車活用推進計画（5年間）を踏まえ、令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

(2) 主な改定内容

ア 自転車を快適に利用できる環境の整備

- ・ナショナルサイクルルートに指定された太平洋岸自転車道の活用を図るため、更なる走行環境の整備などの利用環境の充実を図る。
- ・自転車の活用を一層推進するため、市町村における自転車活用推進計画の策定を支援、促進する。

イ 自転車活用を通じた未病改善の推進

- ・誰もが健康的なサイクルツーリズムを楽しめるよう、体力などに合わせたルートの設定や情報発信などを推進する。

ウ 観光・サイクルスポーツの振興による地域の活性化

- ・太平洋岸自転車道の魅力を広く発信するとともに、太平洋岸自転車道と連携した地域の魅力を感じられるルート設定や情報発信などを推進する。

エ 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

- ・高齢者や増加するデリバリーサービスを行う事業者にも目を向けた交通安全教育を推進する。

5 今後の予定

令和4年12月～令和5年1月	改定素案に対する県民意見募集
令和5年2月	県民意見を反映した改定案の取りまとめ 第1回県議会定例会に改定案を報告
令和5年3月	本計画を改定・公表

施策体系

目標	施策	措置
<p>目標 1</p> <p>自転車 を 快適に利 用できる 環境の整 備</p>	<p>(1) 自転車 通行空間の整 備等</p>	<p>① 自転車ネットワーク計画などを踏まえ、自転車通行空間や自転車の走行位置を明示するピクトグラム等を設置する走行環境の整備を進めます。</p>
		<p>② 市町村との連絡調整会議などを通じ、市町村における自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定を支援、促進するとともに、自転車通行空間の整備における行政間の調整を図ります。</p> <p>[指標] 自転車活用推進計画策定市町村数 5 団体 (2021 年度) → 11 団体 (2027 年度)</p>
		<p>③ 駐車監視員を活用し、自転車通行の妨げとなる駐車違反を行った者又は違反車両の使用者の責任を問う現行制度を引き続き適切に推進します。</p>
	<p>(2) 県内の 連続したサイ クリング環境 の整備</p>	<p>④ 快適に利用できるサイクリング環境の実現を目指し、サイクリングロードの整備など、誰でも迷わず安全に走行できる環境を創出します。</p> <p>[指標] 相模川自転車道の整備 整備済延長 4.9km (2021 年度) → 10km (2025 年度)</p>

目標	施策	措置
目標 1 自転車を利用できる環境の整備	(2) 県内の連続したサイクリング環境の整備	<p>⑤ ナショナルサイクルルートに指定された太平洋岸自転車道では、更なる走行環境の整備や休憩場所などの利用環境の充実を図ります。</p> <p>[指標] 矢羽根（100m 間隔）設置済区間（101.0km）のうち、交通量が多い区間等で 10m 間隔の矢羽根を設置 設置済延長 0.1km（2021 年度） → 85.9km（2027 年度）</p>
	(3) シェアサイクルの普及	<p>⑥ 観光客の回遊性を高めることや、公共交通を補完する二次交通としてシェアサイクルの普及を促進します。</p>
	(4) 駐輪場の整備等	<p>⑦ 市町村や鉄道事業者等が実施する、駅周辺や公共交通網密度の薄い地域のバス停周辺における駐輪場の整備を促進します。</p> <p>⑧ 地球温暖化対策を進める上でも、既存の交通結節点におけるサイクルアンドライドの導入など、公共交通機関の利用を含めた自転車利用を促進します。</p> <p>[指標] 自動車などの運輸部門から排出される二酸化炭素の総排出量削減 1,066 万 t-CO₂（2013 年） → 2013 年度比で約 3 割削減： 741 万 t-CO₂（2030 年）</p>

目標	施策	措置
目標 2 自転車活用を通じた未病改善の推進	(5) 県内の連続したサイクリング環境の整備	(2) の再掲
	(6) サイクルツーリズム(自転車による回遊)の推進	<p>⑨ 誰もが健康的なサイクルツーリズムを楽しめるよう、様々な主体との連携を図り、体力などに合わせたルートを設定するとともに、ルートマップや周辺の観光スポットなどの情報発信を推進します。</p> <p>⑩ サイクリストをサポートするために駐輪用のバイクラックや工具を貸し出すなどのサービスを提供する飲食店などの普及を推進します。</p>
	(7) 自転車通勤の促進	⑪ 自転車通勤に寄与する駐輪場の整備やシェアサイクル事業などを促進するとともに、国や市町村と連携し、自転車通勤の拡大のための広報啓発を推進します。

目標	施策	措置
目標3 観光・サイクルスポーツの振興による地域の活性化	(8) 県内の連続したサイクリング環境の整備	(2) の再掲
	(9) シェアサイクルの普及	(3) の再掲
	(10) サイクルツーリズム (自転車による回遊) の推進	(6) の再掲
	(11) ナショナルサイクルルート の活用推進	⑫ ナショナルサイクルルートに指定された太平洋岸自転車道の魅力を広く発信するとともに、太平洋岸自転車道と連携した地域の魅力を感じられるルート設定や情報発信などを推進します。

目標	施策	措置
目標 4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現	(12) 自転車通行空間の整備等	(1) の再掲
	(13) 道路の交通事故防止対策	⑬ 道路管理者、交通管理者や教育委員会などの関係機関が連携し、道路の交通事故防止対策を推進します。
	(14) 広報啓発活動の推進や自転車利用者に対する交通指導取締りの実施による自転車安全利用の促進	⑭ 自転車利用時の様々な場面に対応した交通ルールを周知します。 [指標] 自転車事故件数 5,438 件 (2021 年) → 2021 年の件数以下 (2027 年)
		⑮ 自転車指導啓発重点地区・路線における重点的な取締りを行います。
		⑯ 一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象とした自転車運転者講習制度の着実な運用を図ります。
(15) 安全教育	⑰ 児童生徒が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、「生命尊重」と「遵法」及び「思いやり」の精神を基盤とした態度・行動と、歩行者及び自転車運転者として必要な危険予測などの知識や技能を習得させるため、学校における交通安全教育を推進します。 [指標] みんなの交通安全教育推進運動（スタートかながわ）の推進 実施済み (2021 年) → 継続実施 (2027 年)	

目標	施策	措置
<p>目標 4</p> <p>自転車事故のない安全で安心な社会の実現</p>	(15) 安全教育	⑱ デリバリーサービスを行う事業者や高齢者にも目を向けた交通安全教育を推進します。
	(16) 自転車損害賠償責任保険等の加入義務化	⑲ 自転車利用者には自転車損害賠償責任保険等の加入を義務化し、自転車小売等業者には客が自転車損害賠償責任保険等に加入しているかどうかを確認することを義務化しました。これを踏まえて、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進します。
	(17) 自転車の点検整備の義務化	⑳ 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うことを義務化しました。また、自転車利用者及び事業活動において自転車を利用する事業者は、その利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うことを努力義務としました。これらを踏まえて、自転車の点検整備を推進します。
	(18) 災害時の自転車活用に向けた備え	<p>㉑ 災害時に被災状況を迅速に把握するため、自転車を活用します。</p> <p>㉒ 発災時に迅速な応急対策を実施するため、より確実に移動手段を調達する取組みとして、災害時における自転車の調達等に関する協定の締結を促進します。</p>

IV 二級河川境川水系舞岡川及び名瀬川の横浜市への権限移譲について

1 趣旨

河川法第10条第2項により、二級河川については、知事の指定により政令指定都市の長が河川法の管理権限の移譲を受け、河川管理を行うことができる旨が規定されている。

今般、横浜市に、これまで県が管理していた舞岡川及び名瀬川についての権限移譲を行うものである。

2 舞岡川及び名瀬川の概要

横浜市域を流れる二級河川である舞岡川及び名瀬川については、河川法第16条の3第1項に基づき、横浜市が県と協議の上、河川工事や河川の維持について、県に代わって行ってきたところであり、横浜市による河川工事が概ね完了している。

(1) 舞岡川

ア 河川延長

1.64km

イ 河川の区間

起点		終点
左岸：横浜市戸塚区舞岡町字半屋敷593番地地先 右岸：横浜市戸塚区舞岡町字立野3, 237番地地先	に設置した標柱から	柏尾川合流点まで

(2) 名瀬川

ア 河川延長

2.21km

イ 河川の区間

起点		終点
左岸：横浜市戸塚区名瀬町2, 230番地の2地先 右岸：横浜市戸塚区名瀬町2, 226番地の1地先	山越橋上流端から	阿久和川合流点まで

3 権限移譲に対する考え方及び影響

(1) 考え方

これまで、本県では、次の3要件を全て満たす河川に限り、横浜市の要望を踏まえ、段階的に権限移譲を行ってきた。

ア 政令指定都市内で完結する小規模河川

イ 河川法第16条の3第1項の規定に基づき指定都市が河川工事及び河川の維持を行っていた河川

ウ 概ね河川工事が終了した河川

舞岡川及び名瀬川については、上記3要件を全て満たしているため、権限移譲の手続を進めることとする。

(2) 県への影響

既に横浜市が河川の維持（修繕、清掃等）を行っていることから、県の事務への影響はほとんどなく、また、河川の維持は引き続き横浜市が行うため、県の管理費は増加しない。

4 経過及び今後の予定

令和4年10月31日	横浜市による権限移譲の要望書の提出
令和4年12月	県と横浜市との権限移譲に係る協議
令和5年1月～2月	河川工事の終了協議
令和5年3月	河川工事終了の市告示 権限移譲の県告示
令和5年4月1日	権限移譲の施行

V 大磯港の指定管理者候補の選定について

1 指定管理者候補の選定について

県では、県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入しているが、大磯港については、令和5年度末に指定期間が満了となるため、次期の指定管理者候補の選定を行う。

2 施設の概要

施設名	所在地	施設の概要
大磯港	中郡 大磯町 大磯地先	設置年月日：昭和29年4月1日（港湾区域認可年月日） 施設：水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、荷さばき施設、港湾環境整備施設、保管施設、港湾管理施設 面積：約5.8ha（大磯港臨港地区面積）

3 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括

指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、施設の管理運営が適切に行われていることを確認した。

また、大磯町が新たに整備した賑わい交流施設（愛称：OISO CONNECT）を活用した取組や、東岸壁改修に伴う新規利用者と既存の事業者との利用調整が適切に進められたほか、施設の管理運営経費の節減などの効果が認められ、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。

（収支状況及び委託実績は参考資料のとおり）

4 指定管理者候補の選定方法

大磯港は、荷さばき地の利用承認等行政処分的な業務が中心であり、業態の異なる複数事業者（骨材事業者、漁業者）間の中立・公平な利用調整を行うには行政的な視点が強く求められ、民間事業者にはなじまないことから、引き続き地方公共団体である大磯町を指定管理者候補として、非公募とする。

5 指定期間

5年間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）とする。

6 申請単位

大磯港とする。

7 選定基準の考え方

(1) 指定管理者に求める能力・内容

- ア 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等
- イ 施設の維持管理
- ウ 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金
- エ 事故防止等安全管理
- オ 地域と連携した魅力ある施設づくり
- カ 人的な能力、執行体制
- キ 財政的な能力
- ク コンプライアンス、社会貢献
- ケ 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- コ これまでの実績

(2) 選定基準の作成にあたって重視する視点

条例で定められた指定の基準を基本に作成するとともに、次の視点を重視することとする。

ア 業態の異なる複数事業者間の利用調整

- ・行政的な視点に基づき、業態の異なる複数事業者（骨材事業者、漁業者等）間の利用調整を円滑に行うための提案を求める。

イ 「開かれた港湾」の利用促進

- ・「開かれた港湾」として、多くの方に施設を利用してもらい、利用者に満足してもらえるような事業や取組の提案を求める。

ウ 地震・津波発生時における利用者の安全確保

- ・通常の高天・事故等発生時や新型コロナウイルス感染症等の感染拡大時の対応に加え、大規模な地震・津波災害から利用者の安全を確保するための提案や緊急物資受入港としての対応の提案を求める。

(3) 選定基準の配点割合

サービスの向上：55点

管理経費の節減等：20点

団体の業務遂行能力：25点

8 外部評価委員会委員（案）

氏名	性別	職業	分野	本県の指定管理者選定委員の経験の有無 (委員会名)	選定理由
しばやま 柴山 ともや 知也	男	早稲田大学 教授	学識経験 者	有 (平成29-30 年度、令和3-4 年度県土整備 局指定管理者 選定審査委員 会港湾部会)	水工学(海岸工学、沿岸域防 災、津波・高潮、水環境学)を 専門分野としており、港湾に関 する深い造詣を有している。 また、元港湾審議会会長であ るとともに、前回の選定委員で あることから、本県管理港湾施 設の状況、指定管理者の評価に 関して熟知している。
かせだ 総田 はるみ	女	横浜商科大 学教授	学識経験 者	無	観光学を専門分野としてお り、市町の観光振興という視点 からの審査が期待できる。 また、県港湾審議会委員であ り、本県管理港湾施設の状況を 熟知している。
かねこ 金子 のりあき 紀昭	男	日本プレジ ャーボート 協会副会長	施設利用 者代表	有 (平成29-30 年度、令和3-4 年度県土整備 局指定管理者 選定審査委員 会港湾部会)	プレジャーボート利用者とし て、利用者目線で港湾の利用 促進の観点から審査が期待で きる。 また、前回の選定委員であ り、指定管理者の評価に関し て熟知している。
すずき 鈴木 りょうこ 亮子	女	公認会計士	経理に関 する識見 を有する 者	有 (令和3-4年 度県土整備局 指定管理者選 定審査委員会 港湾部会)	日本公認会計士協会神奈川 県会からの委員推薦による。
たかはし 高橋 あけみ 明美	女	社会保険労 務士	労務管理 に関する 識見を有 する者	有 (平成29-30 年度、令和3-4 年度県土整備 局指定管理者 選定審査委員 会港湾部会)	神奈川県社会保険労務士会 からの委員推薦による。

9 今後の予定

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 令和5年1月 | 外部評価委員会において、選定基準（案）について
意見聴取 |
| 令和5年3月 | 第1回県議会定例会指定管理者の選定基準（案）を
報告 |
| 令和5年4月～ | 大磯町からの申請書類を受付 |
| 令和5年7月～ | 外部評価委員会等による候補者選定 |
| 令和5年9月 | 第3回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出 |
| 令和6年4月 | 指定管理者による管理運営開始 |

参考資料

大磯港の収支状況及び委託実績

○指定管理業務に係る収支状況 (単位：千円、%)

年度	収入 a	支出 b	収支差額 c=a-b	収支差額率 c/a×100
令和元年度	66,511	66,226 (18,613)	285	0.43
令和2年度	56,567	61,585 (9,476)	△5,018	△8.87
令和3年度	73,162	61,867 (5,105)	11,295	15.44
合計	196,240	189,678 (33,194)	6,562	3.34

※括弧は内数で、「県に支払う納付金」を示す。

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有)・無

- ・大磯港東岸壁の改修による維持管理費等の増に伴う納付金の減：
年額△508千円（令和3年度）
- ・新型コロナウイルス感染症対策（駐車場閉鎖）に伴う納付金の減：
年額△9,137千円（令和2年度）、年額△13,000千円（令和3年度）

○県内中小企業者や障害者雇用企業等（障害者雇用企業、障害福祉サービス事業所、在宅就業支援団体など）への優先的な発注

発注先	提案した具体的な 優先発注業務	件数 (実績)	金額 (実績：千円)	提案があったのに実績が ない理由及び今後の対応
県内中小企業者	駐車場管理業務	6	43,838	—
	清掃業務	5	4,060	—
	施設保守点検業務	6	6,627	—
障害者雇用企業等	無	—	—	—

VI 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

真鶴港については、現在、非公募により選定された真鶴町が指定管理者として管理運営を行っている。

港湾の設置及び管理等に関する条例(以下「条例」という。)において、真鶴港の管理に関する業務については、監督処分等の一部の業務を除き、指定管理者が行うことを規定している。また、真鶴港の指定管理者が行う業務は、強い公権力の行使を伴う行政処分的な業務が主体で、中立・公平な利用調整が強く求められることから、指定管理者は公共団体と規定している。

このたび、真鶴港の指定期間が令和5年度末に満了となるが、令和4年9月27日付け文書により、真鶴町から、令和6年4月からの指定管理の実施は困難であると示され、指定管理者を選定できないおそれが生じた。

こうした場合も考慮し、現在指定管理者が行っている業務を県が直接行うことができるよう、条例の一部について、所要の改正を予定している。

2 真鶴港の施設の概要

施設名	所在地	施設の概要
真鶴港	足柄下郡 真鶴町 真鶴地先	設置年月日：昭和29年4月1日（港湾区域認可年月日） 施設：水域施設、外郭施設、係留施設、荷さばき施設、保管施設、港湾管理施設 面積：約3.7ha（真鶴港臨港地区面積）

3 条例改正の概要

指定管理者が行うものとしている業務について、知事が行うこともできるよう、規定を整備するもの。

4 今後の予定

令和5年1月 港湾審議会への諮問
令和5年2月 第1回県議会定例会に条例改正議案を提出
令和5年3月 条例公布（神奈川県公報掲載）
令和6年4月 改正条例の施行

参考資料

指定管理者制度による真鶴港の管理運営状況の総括

真鶴港の指定管理者制度による管理運営状況について、令和元年度から令和3年度までの総括を行ったところ、施設の利用状況は申請時に指定管理者が提案した目標値に達しなかったが、新型コロナウイルス感染拡大等の影響による利用者減が要因と考えられ、その他の面では適切な管理運営が行われている。

また、再築した管理事務所の運営方法について、利用者団体との調整が適切に進められたほか、施設の管理運営経費の節減などの効果が認められ、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

真鶴港の収支状況及び委託実績

○指定管理業務に係る収支状況 (単位：千円、%)

年度	収入 a	支出 b	収支差額 c=a-b	収支差額率 c/a×100
令和元年度	17,647 (17,647)	18,144	△497	△2.82
令和2年度	17,290 (17,290)	17,367	△77	△0.45
令和3年度	17,668 (17,668)	17,668	0	0
合計	52,605 (52,605)	53,179	△574	△1.09

※ 括弧は内数で、「指定管理料」を示す。

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 有・無

- ・真鶴港管理事務所の再築による維持管理費の増に伴う指定管理料の増：
年額+283千円（令和3年度）

○県内中小企業者や障害者雇用企業等（障害者雇用企業、障害福祉サービス事業所、在宅就業支援団体など）への優先的な発注

発注先	提案した具体的な優先発注業務	件数 (実績)	金額 (実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業者	清掃業務	6	478	—
	施設保守点検業務	6	135	—
	建築物等定期点検業務	0	—	指定管理者自身で業務を実施
障害者雇用企業等	無	—	—	—

Ⅶ 神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画の策定素案について

1 策定の趣旨

汚水処理事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う使用料収入の減少や技術者不足、施設の老朽化に伴う更新費用の増大等、経営の厳しさが増しており、効率的な事業運営が一層求められている。

そこで、県内の汚水処理施設の持続可能な事業運営を推進するため、県や市町村間の連携メニューと実施までのロードマップを示した「神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画」を策定する。

2 策定に向けたこれまでの取組

平成30年11月に県内市町村などが参加する「神奈川県汚水処理事業広域化・共同化検討会」を立上げ、検討を実施（7回）

3 広域化・共同化計画素案の概要

(1) 広域化・共同化の県の方向性

広域化・共同化は、ハード・ソフトの両面から取り組むものとする。

ハード連携は、将来的な人口減に伴う処理量の減少に対応した更なる取組を促進し、ソフト連携は、技術者不足への対応や増大する維持管理などのコスト縮減対策として、多様な取組を促進する。

(2) 広域化・共同化の連携メニュー

連携メニュー		連携内容
ハード	汚水処理共同化	汚水処理施設の統廃合など
	汚泥処理共同化	汚泥処理施設の統廃合や、緊急時等における相互融通
ソフト	維持管理共同化	下水管の点検や修繕などの共同実施
	事務の共同化	宅地内への接続工事を行う工事店の指定事務などの共同実施
	BCP 共同化	災害時における市町村間の資機材融通や、訓練等の共同実施
	広報共同化	下水道への理解を深め、適正な利用や接続を促進させるための広報活動の共同実施

(3) 広域化・共同化のロードマップ

連携メニューに関わる自治体や施設名等と実施に向けた短期、中期、長期のスケジュールを示す。

(ロードマップの例)

広域的な連携メニュー	連携内容	関わる自治体	関わる施設名等	メニューに対するスケジュール							
				短期 (～5年間)		中期 (～10年間)		長期 (～30年間)			
				2023年	2027年	2028年	2032年	2033年	2052年		
ハード	汚水処理共同化	逗子市浄水管理センターを葉山浄化センターに統合	逗子市、葉山町	逗子市浄水管理センター 葉山浄化センター	可能性を検討		検討結果を踏まえ事業化				
ソフト	維持管理共同化	管路・マンホールポンプの維持管理の共同化	秦野市、大和市、海老名市、南足柄市、二宮町、大井町、箱根町、湯河原町、県流域	公共下水道 流域下水道	協議・調整等		協議・調整等 共同化開始				

4 計画策定後の取組

計画策定に向け設置した検討会を引き続き活用し、具体的な方策の検討を進める。また、県と市町村が、連携して取り組む必要がある課題について、県は広域的な立場から調整を主導する。

5 今後の予定

令和4年12月～令和5年1月
令和5年 3月

素案に対する県民意見募集の実施
第1回県議会定例会に計画案を報告
広域化・共同化計画を策定・公表

Ⅷ 神奈川県県営住宅条例の一部改正について

1 改正の趣旨

県営住宅では、近年、入居者の高齢化が進行し、自治会役員の成り手不足などから、入居者が負担することとなっている共用部分の光熱水費等に関する費用（以下「共益費」という。）の自治会による徴収が難しくなっている。

この課題に対応するため、県による共益費の徴収に係る所要の改正を行う。

なお、当面は、自治会に希望を募り、希望のある自治会から徴収をはじめめる。

2 改正の概要

県による共益費の徴収に係る所要の改正を行う。

なお、事務コストとして必要な経費を加算した上で、徴収を行う。

3 今後の予定

令和5年2月 第1回県議会定例会に条例改正議案を提出

令和6年4月 改正条例の施行

IX 神奈川県建築基準条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるため、脱炭素社会の実現に資するための建築物省エネ法等の一部を改正する法律が本年6月17日に公布され、建築基準法（以下「法」という。）等関係法令が3年以内に段階的に改正施行されることになった。

そのうち、1年以内に施行されるものとして、再生可能エネルギー設備の設置等に係る容積率、建蔽率、高さの限度等の建築形態制限の緩和許可等が新設されることから、これに関連する神奈川県建築基準条例（以下「建築基準条例」という。）及び収入証紙に関する条例について所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 建築基準条例について

ア 都市計画区域以外の区域内における建築形態制限に関する緩和許可規定等の整備

都市計画区域以外の区域内においては、建築形態制限等について建築基準条例で定めている。このため、法改正と同様の建築形態制限の緩和等を可能とする。

イ 緩和許可等に係る申請手数料の新設

法改正に伴い建築形態制限の緩和許可等が新設されるため、申請手数料を新設する。

ウ その他の改正

法改正に伴う条項ずれ等、所要の改正を行う。

(2) 収入証紙に関する条例について

法改正に伴い新設される申請手数料を収入証紙により徴収するため、所要の改正を行う。

3 今後の予定

令和5年2月 第1回県議会定例会に条例改正議案を提出

令和5年4月 施行（一部規定については公布日施行）

建築基準法の主な改正内容

一年以内施行分	
○外壁の断熱改修や日射遮蔽のための庇の設置等の省エネ改修等を円滑化するための <u>容積率</u> や <u>建蔽率</u> 制限に対する緩和許可制度を新設。(法第 52 条、第 53 条)	
○屋根の断熱改修や屋上への再エネ設備の設置等の省エネ改修等を円滑化するための <u>第一種低層住居専用地域等内</u> や <u>高度地区内</u> の <u>高さ制限</u> に対する緩和許可制度を新設。(法第 55 条、第 58 条)	
<p>例 建築形態制限等のうち、第一種低層住居専用地域等における絶対高さの緩和許可のイメージ</p> <p>新たに屋上に省エネ設備や再生可能エネルギー設備を設ける工事等により、高さ制限を超えることが構造上やむを得ない場合に許可が可能。</p>	
○高効率給湯設備等の設置に係る <u>容積率緩和</u> の手続の合理化のため、 <u>認定制度</u> を新設。(法第 52 条)	
○ <u>一団地</u> の土地において既存建築物の省エネ改修を円滑化するため、 <u>総合的設計制度等</u> の対象行為に「 <u>大規模の修繕・大規模の模様替</u> 」を追加。(法第 86 条、第 86 条の 2)	
二年以内施行分	
○大規模建築物における木材利用の促進	
耐火要求されている構造部材に木材を利用できる設計手法等を導入。	
三年以内施行分	
○木造建築物に係る構造計算等の合理化	
簡易な構造計算で設計可能な規模を「3 階以下かつ高さ 16m 以下」に拡大。一方、構造計算によらず仕様規定で設計可能な規模を「2 階以下かつ 300 m ² 以下」に見直す。	
○確認審査対象の見直し	
審査対象とする小規模建築物の規模を見直す。	